

令和 8 年一級建築士試験

「学科の試験」の合格基準点等について

1. 正 答 肢：下表のとおり。

問題 No. 科 目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
学科Ⅰ	4	4	2	4	1	1	2	2	2	1	1	3	2	2	3	1	4	3	3	4	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
学科Ⅱ	2	1	4	3	3	4	1	4	4	2	1	4	2	2	3	1	4	3	2	3	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
学科Ⅲ	2	3	2	4	4	1	3	2	1	2	2	2	4	3	2	3	3	1	3	1	4	1	3	2	4	3	4	4	※	4
学科Ⅳ	2	3	3	1	1	2	2	4	4	3	2	4	1	3	3	2	4	2	1	3	3	1	4	1	4	2	4	3	4	3
学科Ⅴ	3	2	2	4	3	1	1	1	3	2	2	4	1	3	1	3	4	1	4	4	4	1	3	2	2	/	/	/	/	/

※学科Ⅲのうち、No. 29 については、当初定めた選択肢 1 のみを正答としていたが、別紙のとおり、正答肢がなかったため受験者全員に得点を与える。

2. 配 点：それぞれの科目の正答数をその科目の得点とし、各科目の得点の合計を総得点とする。
(各問題 1 点、学科Ⅰ及び学科Ⅱ各 20 点満点、学科Ⅲ及び学科Ⅳ各 30 点満点、学科Ⅴ25 点満点、合計 125 点満点)

3. 合格基準点：各科目及び総得点の合格基準点は下表のとおり。

	学科Ⅰ (計画)	学科Ⅱ (環境・設備)	学科Ⅲ (法規)	学科Ⅳ (構造)	学科Ⅴ (施工)	総得点
合格基準点	11	11	16	16	13	94

※ 各科目及び総得点の合格基準点すべてに達している者を合格とする。

※ なお、合格基準点について、各科目は過半の得点、総得点は概ね 90 点程度を基本的な水準として想定していたが、総じて難度が低かったことから、上記合格基準点としている。

4. その他

試験問題は、当センターのホームページに掲載します。

下記の学科Ⅲの No. 29 の正答肢

当初、肢 1 を正答肢（誤ったもの）としていたが、肢 1 について、設問の条件において、所管行政庁による「建築物の耐震改修の計画」の認定を受ける場合であっても、改築に該当する改修については完了検査の申請が必要であることから、正答肢なしとしている。

記

〔No. 29〕 以下の条件に該当する建築物について、用途変更及び耐震改修(改築に該当する改修)に係る工事を行う場合、建築基準法その他の法令の規定の適用に関する設計者の判断として、次の記述のうち、誤っているものはどれか。

【条件】

- ・変更前の用途：寄宿舍
- ・変更後の用途：有料老人ホーム
- ・延べ面積：2,000 m²

1. 所管行政庁による「建築物の耐震改修の計画」の認定を受けることとしたため、建築確認の申請を行わず、当該工事の完了後は、完了検査の申請を行うこととした。
2. 「耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」に適合させることで、所管行政庁による「建築物の耐震改修の計画」の認定を受け、既存耐震不適格建築物のままとすることとした。
3. 改築をする部分を、「建築物エネルギー消費性能基準」に適合させることとした。
4. 工事後の廊下や便所などの「建築物特定施設」の構造及び配置を、「建築物移動等円滑化基準」に適合させることとした。